

聖学院大学における競争的資金等の運営・管理に関する行動規範

2014年12月3日大学運営委員会決定

この行動規範は、競争的資金等の運営・管理に関わる本学の教職員としての行動の指針を明らかにするものである。本学教職員は、「学校法人聖学院倫理綱領」及び「聖学院大学の理念」に示された倫理と理念に基づき、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行と競争的資金等の運営・管理に努めなければならない。

- 第1 教職員は、競争的資金等の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規程及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たさなければならない。
- 第2 教職員は、競争的資金等が国民の税金等を原資とするものであることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 第3 研究者は、研究計画に基づき、競争的資金等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 第4 事務職員は、細心の注意をもって競争的資金等の適正な執行管理に努めつつ、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を担う立場を自覚しなければならない。
- 第5 教職員は、競争的資金等の不適切な使用が国民の負託を裏切り、本学の社会的信用を失墜させる結果となることを自覚し、別に定める競争的資金等の使用に関する不正防止計画に基づいて行動しなければならない。

(注) 競争的資金等とは、私立大学等経常費補助金、科学研究費、公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。